

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | | |
|--------------------------|---|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名
(2) 履行期限
(3) 借上期間
(4) 貸出期限
(5) 引取期限
(6) 借上場所
(履行場所) | 航空祭簡易トイレ等借上
令和8年12月31日
令和8年9月17日～令和8年9月21日
令和8年9月18日
令和8年9月21日
航空自衛隊三沢基地、青森県三沢市大字東三沢1-80-3、青森県三沢市大字三沢字浜通 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年8月25日 | (火) 13時30分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地(合同庁舎1階会計隊入札室) | |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 | |
| 5 入 札 方 法 | 入札書に記入する入札単価は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。 | |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 | |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 | |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 | |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 | |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ | |
| 11 郵便入札の許可 | 許可 ※事前に申し出ること | |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。
(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、入札書及び上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3287)
FAX (0176) 53-5464 | |

担当: 阿部

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和8年8月25日

申込者住所
会社名
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

No	品名(件名)	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	航空祭簡易トイレ等 借上	仕様書のとおり	式	1			
		ー以下余白ー					
総 計		¥					
申込者の条件		履行期限:令和8年12月31日 借上期間:令和8年9月17日～令和8年9月21日 貸出期限:令和8年9月18日 引取期限:令和8年9月21日 借上場所(履行場所):航空自衛隊三沢基地、青森県三沢市大字東三沢1-80-3、青森県三沢市大字三沢字浜通 (その他):税抜					

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空祭簡易トイレ等借上	三基 LPS-R46003	
		承 認	令和4年 6月20日
		作 成	令和4年 6月20日
		改 正	令和6年 7月11日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	第3航空団基地業務群施設隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、後述する履行場所における航空祭簡易トイレ等借上（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 履行場所

青森県三沢市大字三沢字後久保125-7（航空自衛隊三沢基地）及び青森県三沢市大字東三沢1丁目80-3（薬王堂）並びに青森県三沢市大字三沢字浜通（三沢漁港）とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.3 役務内容

航空祭簡易トイレ等借上とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.4 関連文書

本仕様書に記載されていない事項は、次を適用する。また、その時点における最新のものとする。

- 国土交通大臣官房官庁制定「建築保全業務共通仕様書」
- 国土交通大臣官房官庁制定「営繕工事写真要領」
- その他関係法令、地方公共団体等の関係各条例及び規則類

2 一般共通事項

2.1 現場代理人の責務

契約相手方は、着工前に現場代理人を通知するものとする（部隊定型様式）。現場代理人は、関係法令に従い、本役務の履行に伴う災害防止及び環境保全に努めるものとする。また、本役務に携わる現場作業者に対し、本仕様書及び監督官の指示を周知徹底させるものとする。

2.2 役務着工届

契約相手方は、着工開始日を着工届（部隊定型様式）にて通知するものとする。

2.3 疑義に対する協議

本仕様書に定められた内容と関連文書等に相違のある場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で本仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督官と協議し、打合せ簿（部隊定型様式）に記録するものとする。

2.4 役務現場管理

- 役務現場への立入りは、監督官の承認を得ること。また、以下に示す事項は、厳に慎むこと。

品名又は件名	航空祭簡易トイレ等借上
--------	-------------

- 1) 役務現場区域外への立入り
- 2) 指定場所以外での喫煙、火気の使用
- 3) 役務に関係のない場所での写真撮影
- b) 部隊任務遂行上、作業日時の変更及び中断を指示された場合は、速やかに従わなければならない。
- c) 本役務に関連し、付帯設備を破損した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに、契約相手方の負担において速やかに復旧すること。
- d) 本役務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - 1) 安全は、すべて契約相手方の責任とする。
 - 2) 第3者に災害及び公害の影響を及ぼしてはならない。
 - 3) 災害及び公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。
- e) 契約相手方は、本役務において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官と協議するものとする。
- f) 作業終了時は、当該役務に関連する部分（進入口を含む。）の清掃及び後片付けを行うものとする。

2.5 役務写真

役務写真の撮影は、作業前、作業中及び完了後とし、各工程に従い、位置及び規格が仕様書と対照して確認できるように説明事項を記載した黒板等を添えて同一箇所を同一方向から撮影すること。カメラは、200万画素以上のデジタルカメラを使用すること。

2.6 役務完了検査

すべての作業終了後、検査官による履行場所の完了確認を受けるものとする。また、完了通知書（部隊定型様式）を含む全必要書類を提出後、検査官の書類検査をもって役務完了とする。

2.7 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

No	書 類 名	部数	備 考
1	現場代理人等通知書	1	部隊定型様式
2	役務着工届	1	部隊定型様式
3	役務写真	1	契約相手方所定（カラー印刷、アルバム整理）
4	打合せ簿	1	部隊定型様式、必要に応じ
5	完了通知書	1	部隊定型様式
6	その他監督官の指示する書類	—	その都度

履行内容	品名又は件名	航空祭簡易トイレ等借上
	履行場所	航空自衛隊三沢基地各地区及び近傍

1 特記事項

1.1 履行場所及び役務内容

履行場所は、付図第1及び付図第2のとおりとする。役務内容は、次のとおりとするほか、細部は、付図第3から付図第7のとおりとする。

- 後述する簡易トイレ等の仕様及び数量により、付図第1のそれぞれの地区に設置するものとする。細部については、監督官の指示によるものとする。
- 設置日については、令和8年9月17日～同年9月18日の2日間に分けるものとする。
- 撤去日については、令和8年9月21日とする。
- 設置した簡易トイレ等は、付図第8を基準に、強風等による転倒防止措置を行うものとする。細部については、監督官の指示によるものとする。
- A地区及びB地区に設置した流し台には、ホースを接続できるように内径16mm適用のホースニップル付け、官側が準備したホースに接続し、通水試験を実施するものとする。
- C地区、D地区、E地区、F地区へ設置した流し台と給水タンクについては、互いに接続可能な継手、ホースを接続し、通水試験を実施するものとする。細部については、監督官の指示によるものとする。
- 管理業務

契約相手方は、付図第1及び付図第2の各地区において次の管理業務を行うものとする。

なお、各地区間の移動については原則禁止となるので、各地区に人員を最低1名配置するものとする。

- 簡易トイレ内のトイレットペーパーの補充（トイレットペーパーについては官側支給）
- 簡易トイレ及びバリアフリースイレの水の補充
- 簡易トイレ及びバリアフリースイレの便槽内を確認し、汲み取りが必要な場合は、監督官に速やかに報告するものとする。
- 管理業務の実施時間については、令和8年9月20日0800～1500（基準）の間とする。

1.2 簡易トイレ等の仕様及び数量表

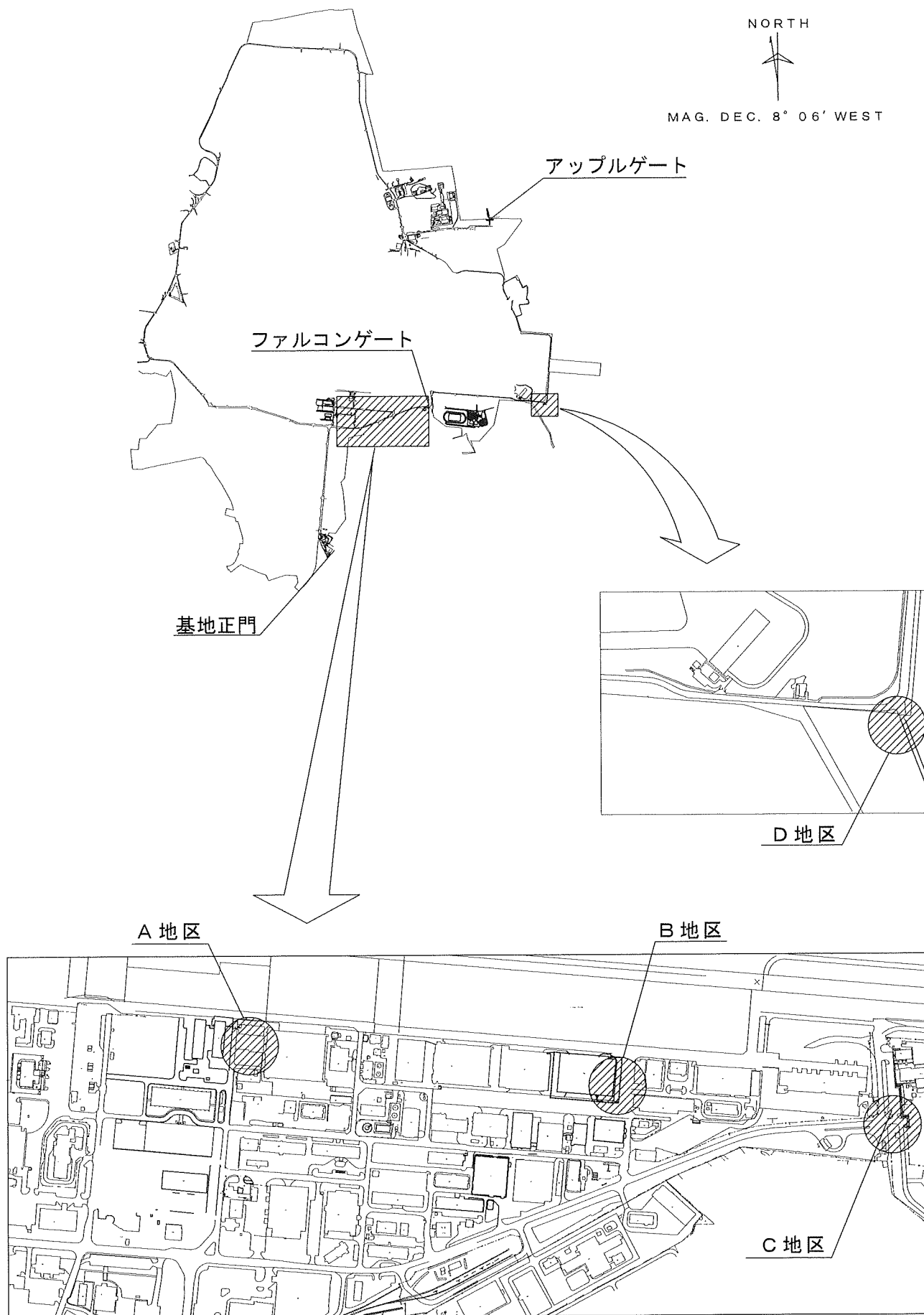
品 名	仕 様	数 量	備 考
簡易トイレ	洋式簡易水洗式、300L	170棟	同等品以上
バリアフリースイレ	洋式簡易水洗式、100L	11棟	
流し台	全槽式（蛇口3口）	12台	
給水タンク	架台付き、500L	8台	

1.3 その他

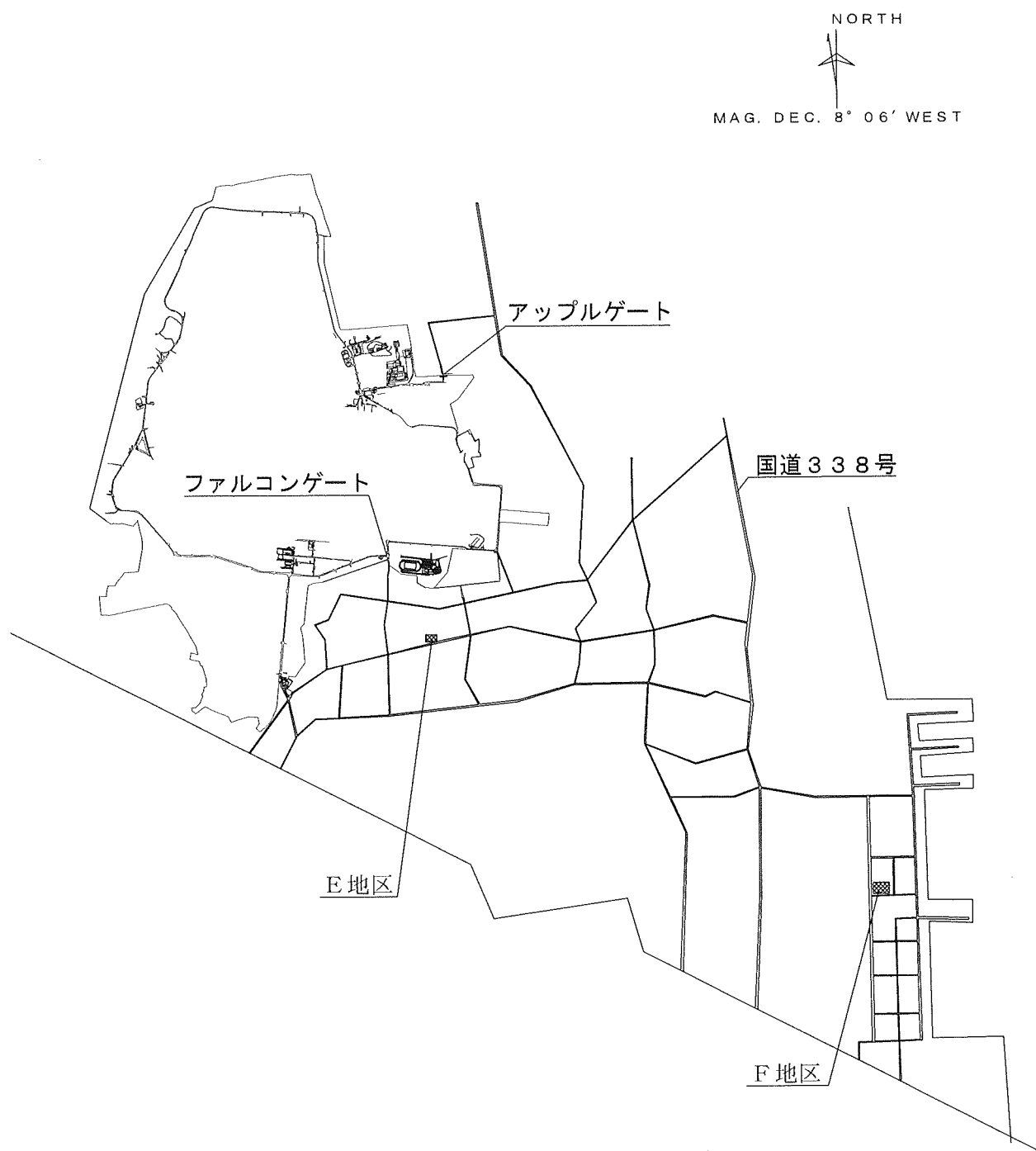
- 簡易トイレ及びバリアフリースイレは、和式に洋式カバーを取り付けたものは不可とする。
- バリアフリースイレは、車椅子でトイレ内に入れるものとする。
- 撤去前のし尿汲み取りは、官側と契約した汲み取り業者が実施する。
- 給水タンクと流し台の高さが合わない場合、官側が準備した土台により調整するものとする。細部については、監督官の指示によるものとする。

e) 管理業務の注意点

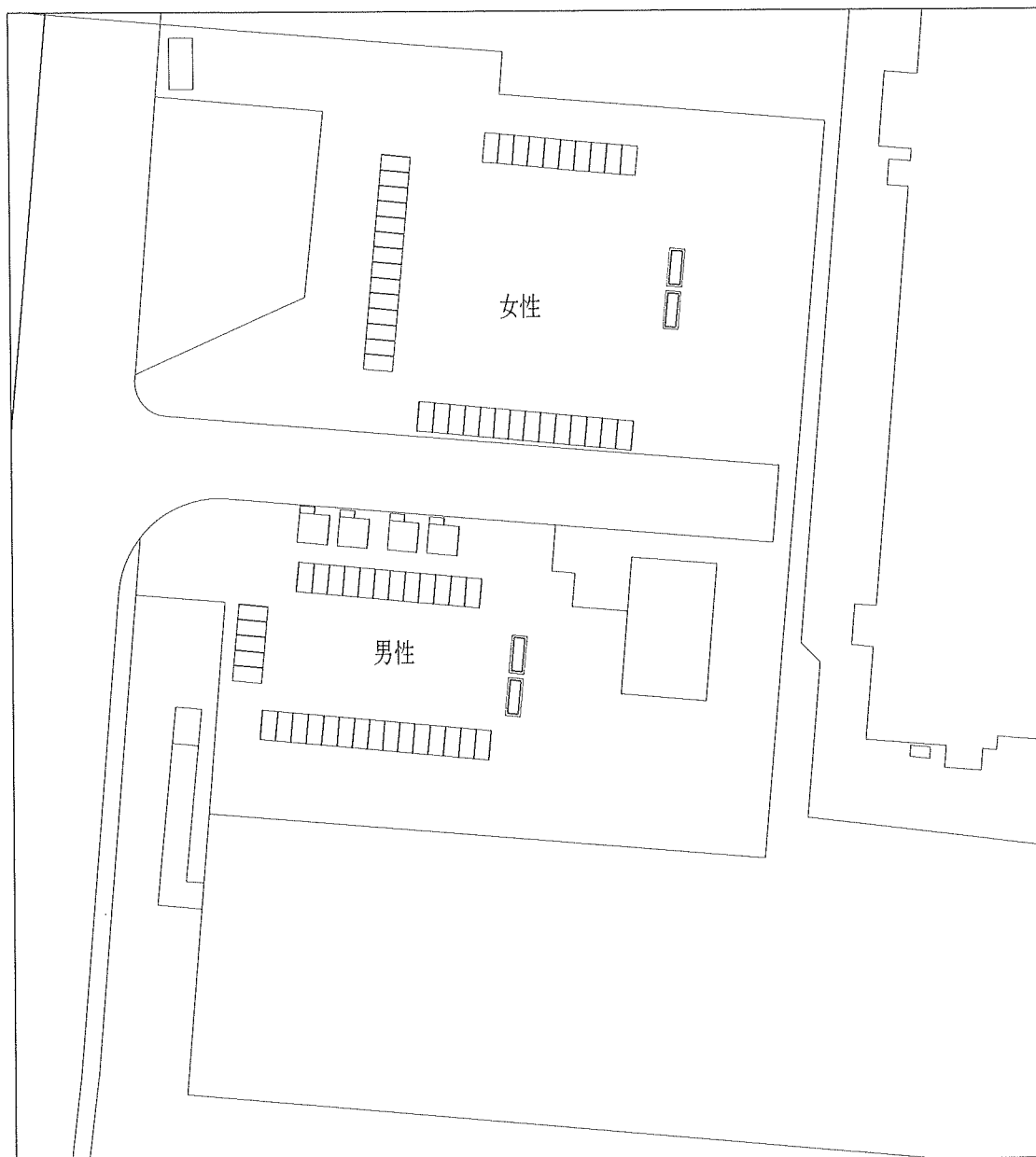
- 1) 管理業務中，来場客及び隊員に対する言動に品位を保つものとする。
- 2) 監督官の指示する場所で待機し，所定の場所以外の喫煙等，目立った行動は慎むものとする。
- 3) 不測の事態が生起した際は，速やかに監督官に報告するものとする。



基地内案内配置図 NON SCALE



基地外案内配置図 NON SCALE

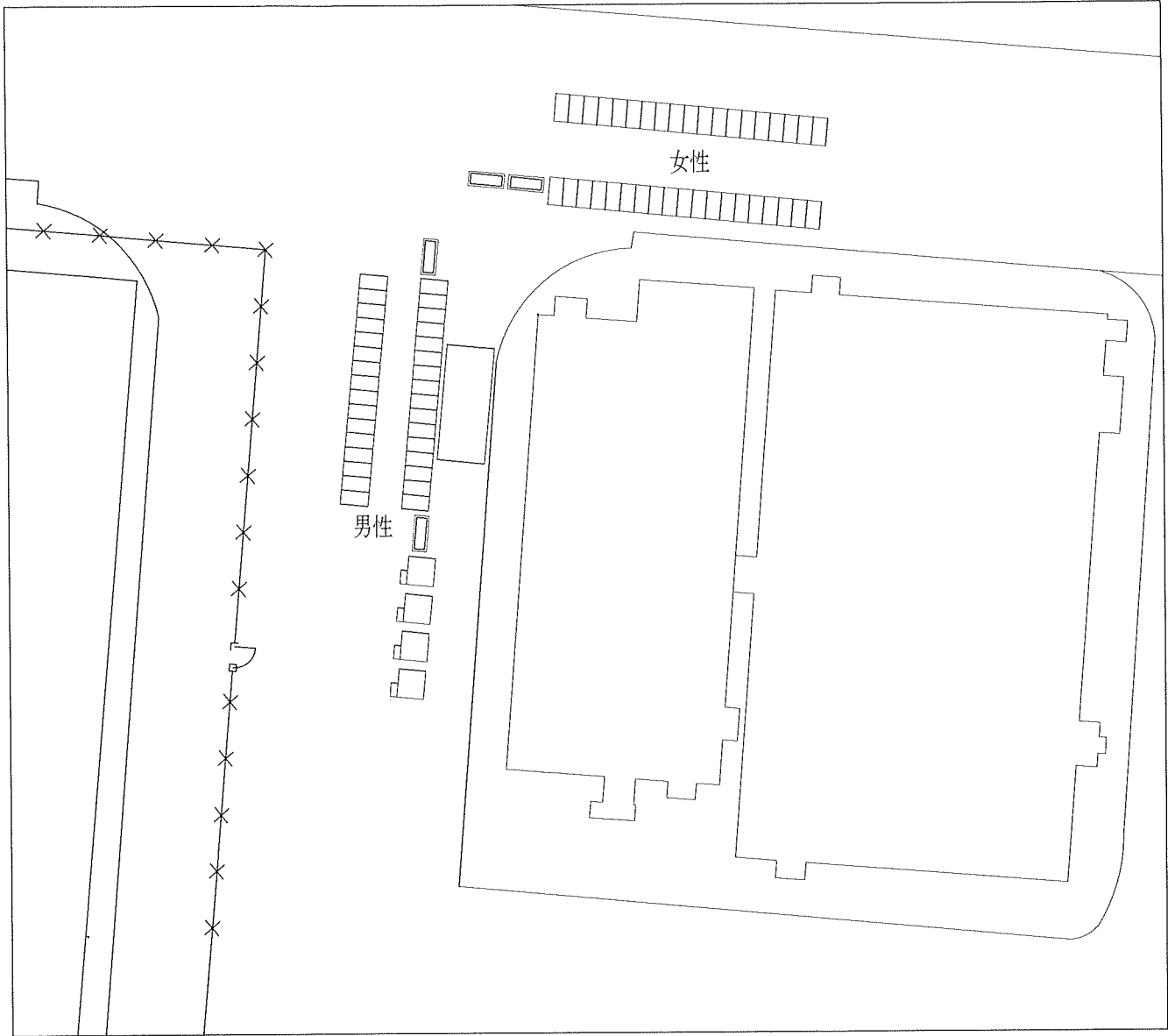


A 地区 簡易トイレ等設置予定図 S=Non

A 地区	簡易トイレ (女性)	38	棟
	簡易トイレ (男性)	32	棟
	バリアフリートイレ	4	棟
	流し台	4	台

凡例

簡易トイレ	
バリアフリートイレ	
流し台	
動線	

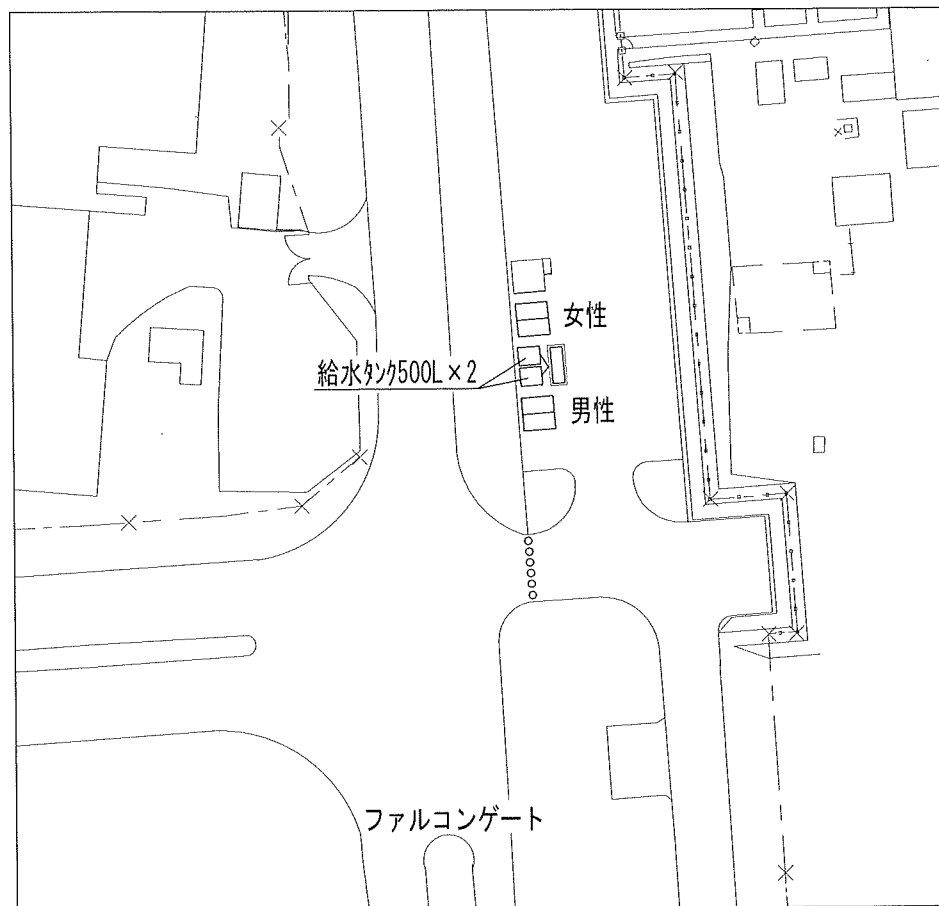


B 地区 簡易トイレ等設置予定図 S=Non

B 地区	簡易トイレ (女性)	38	棟
	簡易トイレ (男性)	32	棟
	バリアフリートイレ	4	棟
	流し台	4	台

凡例

簡易トイレ	
バリアフリートイレ	
流し台	

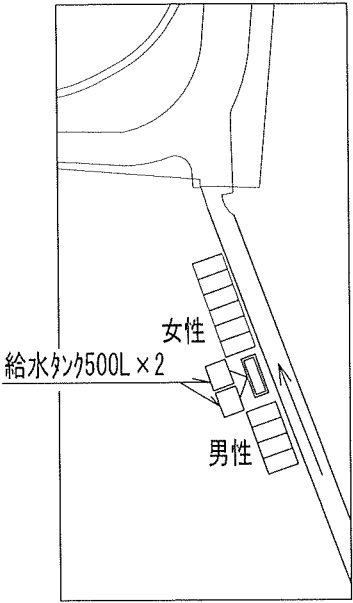


C 地区 簡易トイレ等設置予定図 S=Non

C 地区	簡易トイレ (女性)	2	棟
	簡易トイレ (男性)	2	棟
	バリアフリースイレ	1	棟
	流し台	1	台
	給水タンク	2	台

凡例

簡易トイレ	
バリアフリースイレ	
流し台	

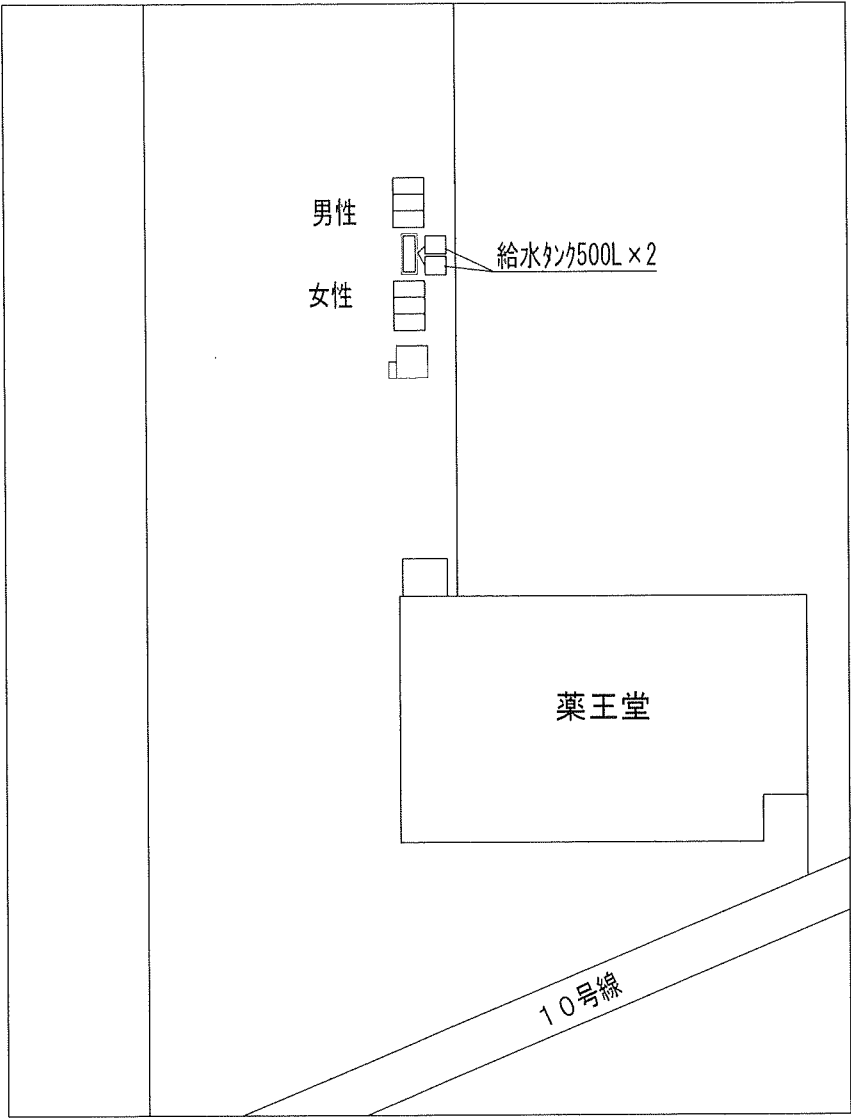


D 地区 簡易トイレ等設置予定図 S=Non

D 地区	簡易トイレ（女性）	6	棟
	簡易トイレ（男性）	4	棟
	流し台	1	台
	給水タンク	2	台

凡例

簡易トイレ	
バリアフリースイートイレ	
流し台	

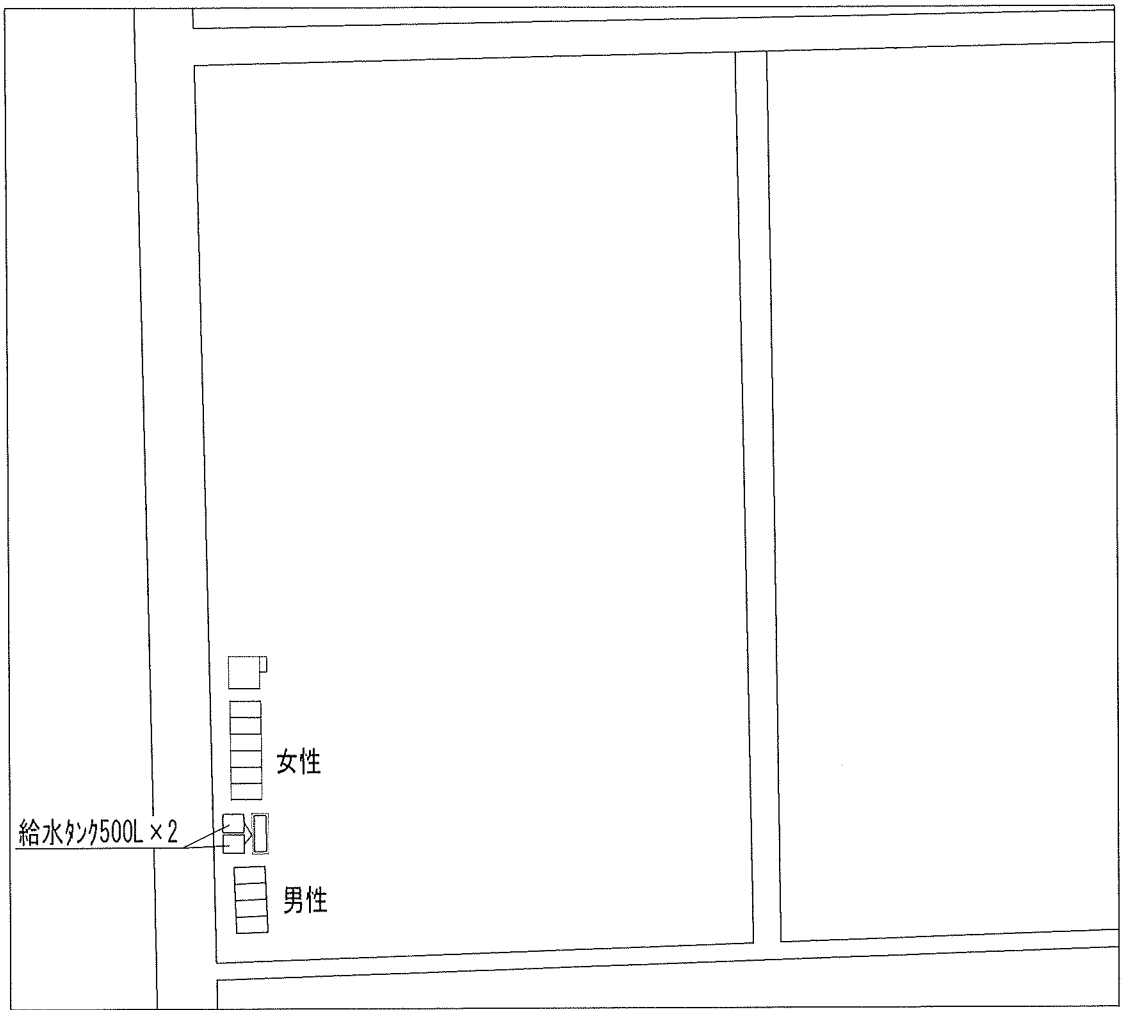


E 地区 簡易トイレ等設置予定図 S=Non

E 地区	簡易トイレ (女性)	3	棟
	簡易トイレ (男性)	3	棟
	バリアフリースイイレ	1	棟
	流し台	1	台
	給水タンク	2	台

凡例

簡易トイレ	
バリアフリースイイレ	
流し台	

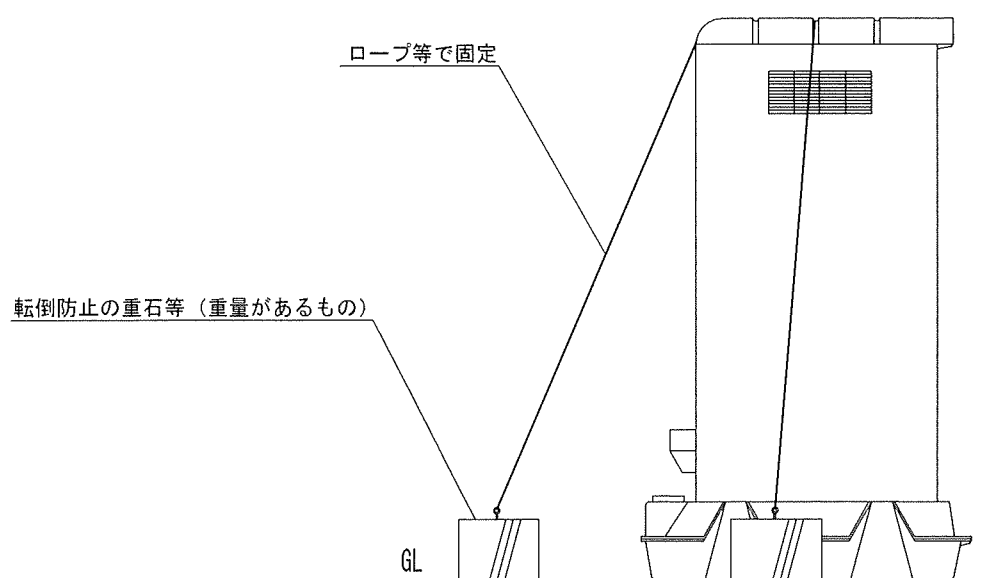
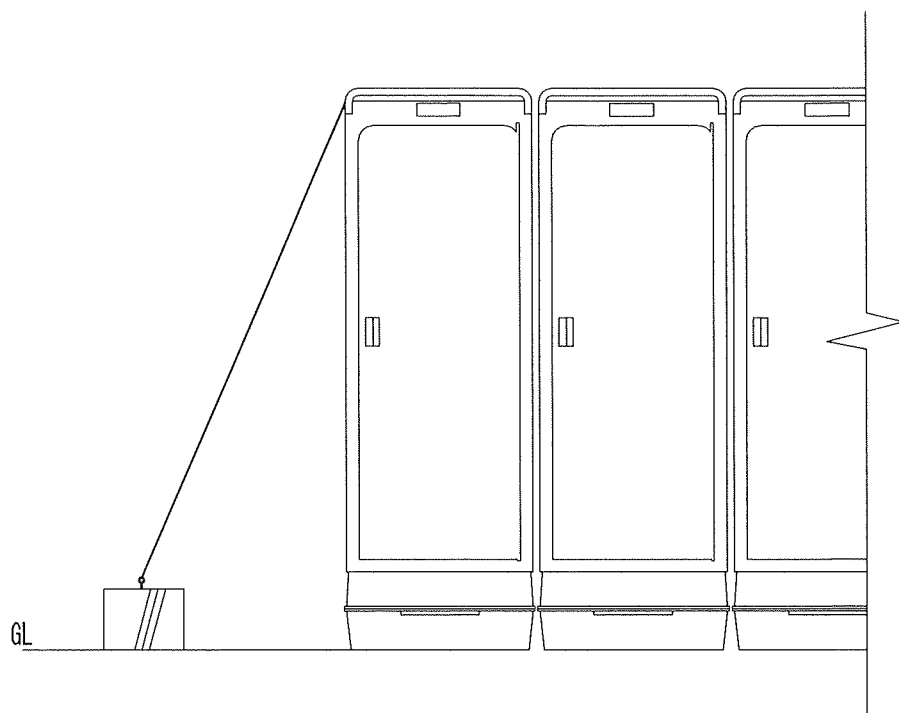


F 地区 簡易トイレ等設置予定図 S=Non

F 地区	簡易トイレ（女性）	6	棟
	簡易トイレ（男性）	4	棟
	バリアフリースイレ	1	棟
	流し台	1	台
	給水タンク	2	台

凡例

簡易トイレ	
バリアフリースイレ	
流し台	



簡易トイレ固定例 立面図 NON SCALE